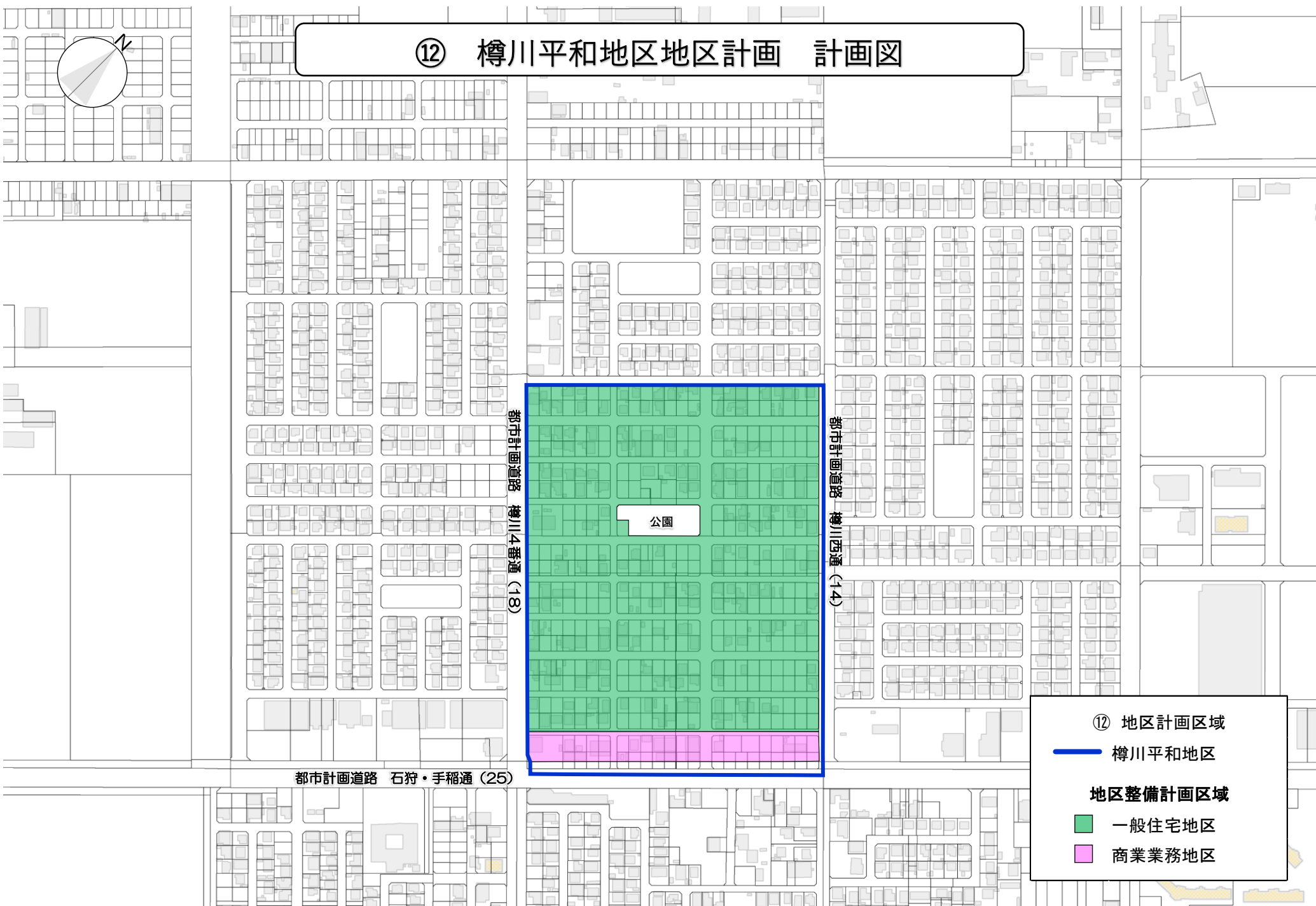


⑫ 樽川平和地区地区計画 計画図



※この図面は一般参考図です。詳細については窓口にてご確認ください。

<樽川平和地区> 地区計画における建築物等の制限内容（一般住宅地区）

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項													
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	容積率の最高限度	建ぺい率の最高限度	建築物の高さの最高限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限							
	○建築できる建築物 ・第一種低層住居専用地域内に建築することができるもの	165㎡	15/10	5/10	10m	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	○へいの高さ ・1.2m以下 (前面道路から) ○生垣 ・高さの制限はありません							
建築物の壁面の位置の制限（モデル図）														
一般住宅地区 (一種中高層)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(1)</p> <p>$a+b \leq 3m$ 部分の軒高$\leq 2.3m$ 面積$\leq 5m^2$</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(2)</p> <p>$a+b \leq 3m$ 部分の軒高$\leq 2.3m$ 面積$\leq 5m^2$</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(3)</p> <p>$a+b \leq 3m$ 部分の軒高$\leq 2.3m$ 面積$\leq 5m^2$</p> </div> </div>													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>地区計画 制限ライン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">┌─●─┐</td> <td>地区計画 3m緩和</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">■</td> <td>地区計画 車庫等緩和</td> </tr> </tbody> </table>							凡 例		—	地区計画 制限ライン	┌─●─┐	地区計画 3m緩和	■
凡 例														
—	地区計画 制限ライン													
┌─●─┐	地区計画 3m緩和													
■	地区計画 車庫等緩和													

<樽川平和地区> 地区計画における建築物等の制限内容（商業業務地区）

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項						
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	容積率の最高限度	建ぺい率の最高限度	建築物の高さの最高限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
商業業務地区 (近隣商業)	<p>●建築できない建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専用住宅(一戸建ての住宅又は長屋) 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿(ただし、1階が事務所、店舗その他これらに類するものを除く) 3. 畜舎 	165㎡	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	地区計画による制限はありません
	建築物の壁面の位置の制限(モデル図)						
<p>地区計画による制限はありません ※民法第234条では、境界線から50cm以上離すこととしています</p>							